

日本共産党の福島かずえです。一般質問を行います。

はじめに、東日本大震災復興事業の被災者の生活再建築検証と自然災害対策について伺います。

①東日本大震災から十年半が経ちました。この間、村井知事が進めてきた復興事業の最大の問題点は、「被災者の生活再建に冷淡。専ら市町村まかせで広域行政の役割を果たしていない」ことです。

被災者の医療・介護費の免除制度延長に対しても、県は支援を行わず、市町によって格差が生じました。仮設住宅及び災害公営住宅入居者の「健康調査」事業も、仙台市や石巻市からは継続が要望されていたにもかかわらず、県は20年度で打ち切りました。

平時でも、「公営住宅事業から県は撤退し、市町村に委ねる」を基本方針にしている宮城県は、災害時も「住まいの再建」について、独自支援策が貧弱でした。復興基金のつかい方をみても、県事業活用分632億円のうち、「既存住宅ローンの利子相当額助成策（上限30万円）」しか支援事業がなく、4億5千8百万円の執行額でわずか0.7%です。市町村の住宅再建部分に19億円充当しているのを加えても、23億5千8百万円で、3.8%にしかな過ぎません。岩手県が県事業活用分30億円のうち、住まいの再建策に39.5パーセントも充当したの比べて10分の1という、際立つ少なさです。

県営災害公営住宅を結局、一戸もつくらなかった宮城県は、特別家賃低減制度の延長・充実や収入超過世帯の家賃高騰問題など、被災者や市町が直面している家賃問題も、「他人事」で、積極的な対策を打ち出しておらず、市町によって支援に格差が生じています。

県がもっと、「被災者の生活や住まいの再建」に関心を持ち、市町村の支援策格差を是正すべきです。いかがですか、伺います。

②宮城県は東日本大震災被災者生活再建支援金の加算支援金について、受給資格がありませんが、未申請の世帯3千5百2世帯を残して、今年4月10日に申請受付を終了しました。

この申請期間を昨年4月以降も延長することについて、県総務部長名の通知が昨年1月末に各市町村長あてに発出されました。これがその文書の写真です。資料1です。（パネル掲げる）「公益財団法人都道府県センター」から「最後の延長とすることを条件として、一年間に限って認めるとの見解が示され」たので、「同センターが示した条件をご承知いただける場合は、別紙を参考の上、その旨を市町村長名の公文書（公印省略不可）により下記期限までにご提出ください」。なお、期限までにご提出いただけない場合は、再延長は認められない」という内容です。「別紙」は資料2です。仙台市をはじめ、9被災市町の首長は揃って、提出期限まで公文書を提出しています。資料3は仙台市長からのものです。他8首長も、同様の文書を知事宛に提出しています。

「都道府県センターの見解」を絶対視して、市町村の主権、地方自治を侵害するようなやり方は許されるものではありません。このような文書を市町に提出させた経緯を詳しく説明

ください。

③一年延長して欲しければ「今回を最後の延長とすることを承知」させる「念書」を「ひな形」までつくり、市町に提出させて、それを根拠に申請窓口を強引に閉じるという、こういう「地方自治」の理念に真っ向から逆らう、上意下達式のやり方を知事は「良し」とするのか、知事の考えを伺います。

④「あと一年が最後」と強要する「都道府県センター」の判断に、県は唯々諾々と従うしかないのですか。そもそも、事務委託機関である都道府県センターがこのような判断や権限を持つているものなのか、都道府県、内閣府のそれぞれの権限と役割、三者の関係を説明しながら、お答えください。

⑤岩手県陸前高田市や福島県は、今も加算支援金申請を受け付けています。住宅再建が進んでいない世帯を「個人の問題、自己都合」と突き放さずに、被災者の立場にたつて、都道府県センターや内閣府に窓口再開を要求すべきです。

また、加算支援金の対象外とされた公営住宅入居世帯も、公営住宅から退去した場合、新たな再建方法に依じて、加算支援金が支給されます。このことも周知しながら、申請窓口を再開すべきです。いかがですか、お答えください。

⑥都道府県センターや国が受付再開をどうしても認めない場合は、2020年度決算で114億円残高がある復興基金で県独自の支援制度を創設し、資格があるのに加算支援金を受給していない被災世帯を県が救済すべきです。いかがお考えですか、伺います。

⑦県は災害公営住宅の地域別意見交換会を開き、各市町の制度設計に助言を行っていると言いますが、仙台市はどの圏域の会議にも参加していません。また、県もここ3年くらい個別訪問していません。収入超過世帯に支援策をとらず、家賃高騰問題が最も深刻な仙台市に県が足を運んで問題解決のために直接話し合い、救済策を講じるようお願いするなど、県の努力を求めます。いかがですか。お答えください。

⑧また、地域別意見交換会は昨年度から、4つの圏域のいずれでも開催していません。市町独自の減免制度終了はこれから本格的に始まります。今こそ必要な県の支援、イニシアチブ発揮を怠っているのではないですか。収入超過世帯への救済策や家賃上限設定、減免制度の充実などの事例を紹介しながら、市町が足並みをそろえて、家賃の値上げを抑えるよう、県の役割をしっかりと果たすことを求めます。いかがですか。伺います。

⑨今年2月の福島県沖地震によって、大きな被害を受けた山元町^{やまもと}と町議会から、7月に要望書と意見書が出され、知事が直接、受取りました。災害救助法や被災者生活再建支援金制

度が適用されていない山元町と適用されている福島県新地町とで、支援策に大きな格差があることを是正するよう国や県に求めた、きわめて妥当な要望、意見書です。

一義的には、国が責任をもって、「同一災害同一支援」の補償策を講じるべきです。すでに、全国知事会でも、国へ同趣旨の要望を出しています。国が制度化するまでは、県が国に変わって市町村や被災者の格差は正に動くべきです。

福島県沖地震被害に限って、宮城県は国の生活再建支援金制度と同等の制度をつくりましたが、中規模半壊以上の被災者支援にとどまっており、不十分です。

福島県では、災害救助法が適用されなかった市町村には、県が同等の支援制度をつくり、格差を是正し、救済しています。また、災害救助法適用に至らない、一部損壊、損害割合10%未満の世帯にも、修理費が20万円以上の場合、10万円を独自に支給する制度をつくりました。

宮城県に対して、災害救助法4号適用の問い合わせを内閣府が一晩に4回も行っているのに、県は「受け身」の姿勢で、十四日朝の避難所の人数が少ないので「適用できない」と判断しました。しかし、国は、「多数の避難者」の数を明示していませんし、「夜間の移動は危険であるため、安全が確保できる場合は自宅での待機、避難も推奨」しています。県の固定的な判断によって、4号適用をしなかった責任を知事は重く受け止めるべきです。いかがですか。伺います。

⑩そして、一部損壊（準半壊）、半壊の罹災判定でも利用できる「応急修理制度」と同等の支援策と、加えて福島県がつくった災害救助法から外れる、準半壊未満の一部損壊世帯でも利用できる支援制度をあわせて、つくることを求めます。それぞれ、お答えください。

⑪被災者生活再建支援金制度は、要件を満たした自治体に適用されますが、その要件を満たしていない場合、県が条例等に基づき同等の独自支援策を講じればその5割を特別交付税で措置する仕組みを国がつくっています。今年3月現在では、この仕組みを利用して、全国25の都府県が恒久的な被災者の生活支援制度を持っています。宮城県は恒久的な支援制度をつくっていません。大内真理議員の代表質問に対して、知事は生活再建支援策として、水災・地震保険の新規加入者に上限4千円を一度ポッキリ支援する補助金制度を紹介しています。菅首相と同じ自助の強要ではなく、今求められているのは「公助」です。しかも、4千円という桁違いの、低い補助金で、あまりにもお粗末です。一部損壊世帯までも対象にする、全国に誇れる恒久的な支援制度をつくるべきです。知事のお考えを伺います。

⑫今年十一月十一日で、令和元年東日本台風の被災者生活再建支援金基礎支援金の申請期限が一年延長する丸森町を除き、角田市、大崎市、柴田町で終了します。住宅の水害被害は、とりあえず修理してもあとから問題個所が発生し、健康で安心して住み続けることが困難になる事例が大震災でも多くみられ、いわゆる「在宅被災者」問題を生み出しています。コロナ禍のもと、アウトリーチでの被災者支援は従来より乏しく、問題を抱えたままの被災者を

取り残す恐れがあります。住宅金融支援機構でも、災害復興住宅融資の借入申込受付期間を来年十一月末日まで延長しました。

該当市町ともよく相談して、被災世帯を訪問し抱えている問題を聞き取る悉皆調査を行い、「取り残される被災者」が出ないよう県が支援を強めるべきです。いかがですか。伺います。

⑬丸森町では、元年台風被災者の生活再建が遅れており、町の調査でも、8割が生活再建途上です。そのうちの半数以上が見守りや支援を継続的に必要とされています。被災世帯数866世帯のうち、在宅被災世帯が576世帯もあり、プレハブ仮設住宅187世帯の3倍以上です。この間の生活支援相談員や保健師の訪問は、プレハブ仮設が中心で、在宅被災世帯への支援は極めて不十分です。ハード事業も、町が行う道路・橋梁工事の完了率は5、2%、河川は3、9%であり、住宅内の排水を外に流すことや水道施設など基本的に身近な生活環境整備が遅れています。東日本大震災と比べ支援メニューが少ないうえに、すでに申請期間が終了している支援策も多く、生活再建の見通しが立たない深刻な世帯も少なくありません。仙台弁護士会や県建築士事務所協会、地元支援団体などが、この間、訪問聞き取り調査を丁寧に行っており、それを元に、町へも提言しています。仙台弁護士会や県建築士事務所協会は、宮城県とも災害時協定を結んでおり、時々に必要な業務を委託しています。町としても「行政と民間団体の協同」を課題としてあげています。県がこうした支援団体と町との間に入り、コーディネートし、被災者の課題、困難を解決する役割を積極的に果たすべきです。お考えを伺います。

⑭求められている災害ケースマネジメントについて、知事は「国による制度化や十分な財源確保が不可欠」と、答弁しました。国の制度化は望むところですが、市町村を支援し、市町村間の格差を是正する役割は県にもあります。必要な財源は国の被災者支援総合交付金を活用し、蓄積のある民間団体、NPOの力をも借りて、「国の検討状況等を注視する」という姿勢から、もう一歩踏み出すべきです。先ほどの丸森町から災害ケースマネジメントを取り組めるよう、県が支援すべきです。知事の答弁を求めます。

次に、多様なひとの人権を守り、ジェンダー平等社会を推進する県政への変革について伺います。

①河村たかし名古屋市長の「金メダルかじり」、セクシャルハラスメント発言が全国的に大きな批判を受けています。同様の批判を浴びたのが、女優の壇蜜さんを起用して、4年前に知事も出演して作成・配信された宮城県の観光キャンペーン動画広告です。県内はもとより、全国から抗議や配信停止の要請が多数寄せられました。しかし、観光動画配信は中止されず、知事の反省もありませんでした。そもそも、村井知事は2008年度まで独立してあった県庁の男女共同参画推進「課」を「班」に降格するという、時代に逆行した施策をとり続けています。公約に掲げた「女性副知事」も実現していません。

SDGsでも、ジェンダー平等は持続可能な社会の形成の重要な力ギと言われています。今や「男女共同参画」も時代に合わない呼称になっています。セクシャルハラスメントなど

のハラスメント防止やジェンダー平等を宮城県政、県庁内で推進していくために「ジェンダー平等社会推進課」を新たにつくるべきです。知事のお考えを伺います。

②職員はハラスメント防止やジェンダー平等の研修を行っていますが、知事には、そういう研修がないそうです。社会の変化に伴い、ハラスメントやジェンダー平等の定義、社会全体の認識も変化しています。そうした変化を理解し、推進するために、人を導く立場の者が真っ先に研修・学習し、実践することが大切です。知事自身がそうした研修、学習の機会を定期的に持つべきですが、いかがでしょうか、伺います。

③先の6月県議会で、「性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書」が全会一致で可決され、国へ提出しました。多様な性の在り方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することは、「個人の尊厳」が尊重される社会の形成に欠かせないことです。国が同性婚を認めていないなかで、性的指向・性自認に関する差別や不利益を解消するために、パートナーシップ宣誓制度を導入する自治体は9月1日現在で118自治体に及び、その住民の合計人数は、日本人口の5割に近づいています。府県レベルでも、茨城県、群馬県、大阪府、三重県が導入しています。

また、同性カップルの親を持つ子どもの不利益を解消するために、合わせて、ファミリーシップ制度を導入している自治体も増えていきます。ファミリー制度を全国で初めて導入したのは兵庫県明石市です。同性カップルだけでなく、その子も公認する先進的な取り組みとして注目を浴び、今年1月から届け出を受けて市が証明書を交付します。相続権や税金の控除を保障する法的効力はありませんが、原則として夫婦や親子しか入居が認められなかった市営住宅で同性カップルと子どもとの同居が可能になります。ほかに医療機関で家族として病状の説明を受けたり、保育園や学校で子の送り迎えをしたりできるようにもなります。多様なひとの人権を尊重するために、ぜひ、宮城県でもパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を導入すべきではないでしょうか。伺います。

④貧困、暴力被害、虐待、性的搾取、家庭崩壊などの困難を抱える女性の様々な相談に応じ、解決の支援を図る「県女性相談センター」と女性への公的支援に従事する「婦人（女性）相談員」の役割は重要で、その充実が求められています。「婦人保護」事業は、1956年に制定された売春防止法を根拠法としていますが、支援ニーズの多様化に伴い、家族関係の破綻や生活困窮などの問題を抱える女性に対象が拡大されてきました。その後DVや人身売買、ストーカー被害者も支援対象と明確化され、近年、若年女性のアダルトビデオやJKビジネス被害者の対応まで求められています。しかし、根拠法である売春防止法は、「売春」を行う女性の「補導処分」や「保護更生」が目的で、現状の支援実態と大きく乖離しており、女性の人権や「自立支援」を保障する抜本的な法改正と予算、人員、研修の充実が強く求められています。

コロナ禍のなか、貧困やDV、性的搾取などの問題は一層深刻です。国に対して、売春防止法の改正と、必要な予算、人員、研修の充実を求めているべきです。

また、国を待つだけでなく、県自身がまず、女性相談事業、支援策を強化充実させるべきです。お考えをあわせて、伺います。

⑤仙台市のエル・ソーラでの女性相談や「女性への暴力相談電話」、石巻市の配偶者暴力相談支援センターでも、DVの相談、支援を行っています。その相談件数は、昨年度合計1168件にのぼっていますが、これが県の女性相談センターの昨年度総相談件数3185件に、反映されています。これまでの統計にもこれらの相談件数は合計されていませんでした。これでは、宮城県全体の女性が抱えている困難の実態が正確かつ総合的に把握されていないことになります。実態把握がなければ、必要な対策、政策を講ずることができません。できる限りさかのぼって、総合的な相談数を把握し、公表し、それに見合った政策展開をすべきですがいかがですか。伺います。

⑥緊急一時保護は近年、相談数の増加に比べて、ピーク時の3割程度に減っています。全国（統計）と比べても大幅減です。「居場所のない」女性は増えており、ニーズがあるのに、NPOなどからも、県はもっと緊急一時保護に対応してほしいとの声を聞きます。公的シェルターとして求められている役割を自覚し、ボランティア、NPO任せにせず、県として「困っている居場所のない女性」を救済し、自立支援につなげるべきです。そのために、入所要件の緩和を求めます。また、NPOなどが運営する民間シェルターへの支援策として、助成・補助金制度をつくることも求めますが、いかがですか。あわせて、お答えください。

⑦一時保護所及び婦人保護施設に入所しているDV被害者に貸付を行い、自立を支援する「宮城県DV被害者自立支援金貸付事業」が2006年10月から始まっていますが、これまでの14年間でわずか6件、8万3千円の貸付実績で、直近6年間は全く利用されていません。せっかく貸付制度をつくっても、必要としている人が利用できないのでは意味がありません。NPOなどの民間シェルター利用やそれに準ずるDV被害者に対象を拡大し、対象費用や限度額も含めて、もっとDV被害者が利用しやすい制度への見直し、充実が必要です。お考えを伺います。

⑧婦人（女性）相談員と県女性相談センター職員の専門性とスキルの向上は欠かせません。数は減っているとはいえ、緊急一時保護の対象になった女性たちは、知的しょうがいやメンタルの病、若年性認知症などのハンディを抱えていることが多く、センターでも、対応に苦慮しているそうです。専門性をいかし、複雑な相談・支援に的確に対応できるよう、婦人（女性）相談員の待遇改善、正規職員化と女性相談センターの職員の増員、体制強化を求めます。いかがでしょうか。お答えください。

最後に、「みやぎ型管理運営方式」という名の水道事業「民営化」と広域化の問題点について伺います。

①知事は、6月28日の定例記者会見で、「みやぎ型管理運営方式」の課題について問われ、次のように述べています。

「広域化をして一つの水道事業だけでなく、二つ三つの水道事業を足し合わせて大きくしていく。あるいは、県のやっているみやぎ型との垂直連携により一層にやっていく。これが非常に大きな課題だと思います。各家庭の入り口のところからダムまでを一つにするというのが垂直連携ということです。市町村がどうするのかということをこれからしっかりと導いていかなければなりません。私は垂直連携のほうが大きな効果はでるんじゃないかなと思います。これは20年間の大きな課題ということで、次の方にバトンタッチしたいと思います」

この発言で、知事が市町村までの垂直連携を視野に入れて、今回の「みやぎ型」を推進していることが明らかです。メタウォーターグループがつくったSPC(特定目的会社)と県との「実施契約書」にも、SPCが市町村の水道、下水道、浄化槽や集落排水事業に、コンセッションでも委託事業でも参入できる条項があります。「垂直連携」で「各家庭の蛇口からダムまでを一つにする」ことを知事は望み、それを推進しようとしていますね。いかがですか、知事に伺います。

②現在、環境生活部において、市町村水道の「広域連携」、すなわち「事業統合、合併」を目的に調査や推進プランづくりが進められています。しかも、19年度のシミュレーション調査、20年度「水道広域化推進プラン策定の調査・検討業務」、21年度「プラン策定のための検討推進業務」、これらすべてをSPCの株主であるコンサル企業の日水コンに委託しています。

これは、県事業との「垂直連携」で、「各家庭の蛇口からダムまでひとつ」にして、SPC、またはヴェオリアが実権を握る運転維持管理の(OM)会社が独占的に仕事ができるプランづくりをSPCとOM会社の株主企業が受注するという構図です。このようなやり方は、公平性や競争性に反し、道義的にも許されない進め方といえますが、知事の考えを伺います。

③SPCがOM会社に対して、20年間の長期にわたり、入札もせずすべての浄水場や浄化センターの維持管理、運転業務を委託するのは、「独占禁止法」違反になるのではないか?という意見が寄せられました。企業局に質問したところ、公正取引委員会東北事務所へも相談し、「SPCとOM会社の契約は随意契約等の契約方法を問わず、当事者の個別判断、民間同士の契約であり、問題ない」という結果を報告されました。しかし、この判断を用いれば、SPCが発注する改築工事や修理工事もすべて、入札を行わず、随意契約でもいいとなります。例えば、SPCの株主であるゼネコンやメーカーが随意契約で高値で受注しても、それは構わない……ということです。改修工事での費用増はSPCの人件費や更新費を削減すれば、全体として抑えることが可能です。SPCから先の契約状況は、まさにブラックボックスといえます。公の仕事によって、特定の企業グループが独占的に利益をあげることが許されることではありません。「官民連携」という一部民営化で、特定企業に「特権」をあたえる今回の「みやぎ型管理運営方式」は撤回すべきです。知事におけるえを伺って第一問といたします。 8732字